

毎週火、金曜日発行（但休日、祝日、および天候不順等により休刊するときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◆訓令 鳥取県文書事務処理規程の一部改正
- ◆告示 結核の定期外健康診断  
土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良事業の認可  
建設業者の変更登録  
基本測量の実施  
生活上等消費者が登録変更を行うため市町村長に届け出る期日  
指定医療機関の辞退  
児童福祉収容施設措置費の保護単価の一部改正
- ◆教委規則 豚コレラ予防注射の実施
- ◆教委規則 鳥取県立図書館規程の一部改正
- ◆教委告示 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正  
鳥取県立高等学校の名称、位置及び課程の設置の一部改正

## 訓令

◆正誤 鳥取県社会教育委員候補者を推せんする期日等  
昭和三十四年五月六日付鳥取県告示第二百四十四号中訂正

## 鳥取県訓令第五号

知事 陸軍事務局  
地方機関  
甲類附属機関

鳥取県文書事務処理規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。  
昭和三十四年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
別表一中「保険課 保」の次に「国民年金課 国」を加え、「観光課 観」を削り、「建築課 建」の次に「観光課 観」を加える。

附 則  
この訓令は、国民年金課に係る改正部分については、昭和三十四年五月一日から、観光課に係る改正部分については、昭和三十四年五月十五日から、それぞれ適用する。

告 示

鳥取県告示第二百七十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五条の規定に基づく定期外の健康診断を次のとおり実施する。

昭和三十四年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 健康診断を受けるべき者
- 1 食品衛生法第二十一条の規定により、知事の許可を受けて営業をしている者及びその従業者
- 2 調理師法第三条の規定により、知事の免許を受けて調理に従事している者
- 3 旅館業法第三条の規定により、知事の許可を受けて営業をしている者及びその従業者

- 4 あんま師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第二条の規定により、知事の行う試験に合格しその業をしている者
- 二 健康診断の実施期日  
昭和三十四年五月二十日から昭和三十四年五月三十日まで
- 三 検診の場所 浜村保健所
- 四 健康診断の実施区域 浜村保健所管内一円

鳥取県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、米金井手土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 退任した役員の氏名及び住所  
理事 遠藤 久男 日野郡溝口町富江  
" 砂口 鶴寿 " 江府町吉原

就任した役員の氏名及び住所

長尾 良一	"	大河原
相見 敏明	"	溝口町栃原
木村 治	"	大滝
田中 英敏	"	大坂
吉田 福重	"	富江
住田 寿美	"	大倉
権代 一夫	"	大原
清水 寿幸	"	江府町吉原
田中八五郎	"	溝口町富江
理事 砂口 鶴寿	日野郡江府町吉原九四二	
" 米田 富嘉	" 溝口町富江	
" 長尾 良一	" 江府町大河原	
" 相見 敏明	" 溝口町栃原	
" 木村 皓文	" 大瀧	
" 遠藤 忠克	" 大坂	
" 遠藤 条重	" 富江	
" 住田 寿美	" 大倉	

- " 権代 一夫 " 大原
  - 監事 清水 寿幸 " 江府町吉原
  - " 田中八五郎 " 溝口町富江
- 昭和三十四年四月八日通常総会において総選挙の結果当選し、四月二十三日就任、任期二年

鳥取県告示第二百七十五号

穴鴨土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする農道事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十四年五月八日認可した。

昭和三十四年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定につき次のように、建設業者登録簿に昭和三十四年五月十二日変更登録した。

昭和三十四年五月十九日

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 昭三三、六、六 有限会社福田工務店

主たる営業所の所在地 米子市万能町三番地 (新) 福田トヨ子 (旧) 福田 孝寿

鳥取県告示第二百七十七号

次のとおり、基本測量を実施する旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十四年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

基本測量

二 作業期間

昭和三十四年五月十八日から昭和三十四年六月二十日まで

三 作業地域

米子市 西伯郡伯仙町、岸本町、会見町、大山町、名和町、中山町

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十八号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第十八条第二項の規定により、生活上等消費者が昭和三十四年六月一日発効の登録変更を行うため、市町村長に届け出る期日を次のとおり定める。

昭和三十四年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年五月二十日から五月二十五日まで

鳥取県告示第二百七十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつた。

昭和三十四年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 名 称 所在地

昭和三十四年五月八日 中原医院 西伯郡淀江町大字 淀江九五三

鳥取県告示第二百八十号

昭和三十四年四月鳥取県告示第一九五号(児童福祉収容施設措置費の保護単価)の一部を次のように改正し、昭和三十四年四月一日から適用する。

昭和三十四年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

事務費の保護単価別表(中)

聖園天使園	2,197.86	2,283	2,197	80
聖園天使園	2,322.20	2,283	2,283	80

を

に改める。

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八十一号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により、豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年五月十九日

鳥取県告示第二百八十一号

一 実施の目的 豚コレラ予防のため  
二 実施の区域 別表のとおり  
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後四十日及びび分べん前後一月以内のものを除く。  
四 実施の期日 別表のとおり  
五 検査及び注射駆除の方法 豚コレラ予防液皮下注射

実施期日	実施区域	実施場所
五月十八日	米子市彦名、大笹津一円	各豚舎巡回注射

" 十九日	米子市彦名	一円
" 二十日	境港市外江、上道	"
" 二十一日	"	"
" 二十二日	境港市渡一円	"
" 二十三日	"	"
" 二十四日	余子、中浜一円	"
" 二十五日	"	"
" 二十六日	"	"
" 二十八日	中浜一円	"

教育委員会規則

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年五月十九日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則

鳥取県立図書館規程（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「根雨町」を「日野町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年五月一日から適用する。

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年五月十九日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和三十一年四月鳥取県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条庶務課の分掌事務中第十号を削り、第十一号を

第十号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。  
第三条義務教育課の分掌事務第十五号の次に次の一号を加える。

十六 統計教育に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

昭和三十四年三月三十一日鳥取県教育委員会告示第十三号（鳥取県立高等学校の校名、位置、課程）の一部を次のように改正し、昭和三十四年五月一日から実施した。

昭和三十四年五月十九日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

別表所在地の欄中「鳥取市東町一番地」を「鳥取市東町二丁目一一二番地」に、「東伯郡由良町由良宿一、六〇八番地」を「東伯郡大栄町由良宿一、六〇八番地」に、「境港市竹内五五五番地」を「境港市竹内町五五五番地」

に、「日野郡根雨町根雨中祖三三八番地」を「日野郡日野町根雨中祖三三八番地」に、「日野郡黒坂町字紺屋田」を「日野郡日野町黒坂一、一〇九番地」に、「日野郡伯南町矢戸一、一六四番地の一」を「日野郡日南町矢戸一、一六四番地の一」に、「日野郡高宮村大字阿毘緑一、二一四番地の一」を「日野郡日南町大字阿毘緑一、二一四番地の一」に改める。

鳥取県教育委員会告示第十九号

鳥取県社会教育委員会に関する条例（昭和二十四年十月鳥取県条例第六十一号）による鳥取県社会教育委員の委嘱を行うにあたり、県内に事務所を有する社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としている各社会教育関係団体が鳥取県社会教育委員候補者を推せんする期日及び推せん書様式は、次のとおりとする。

昭和三十四年五月十九日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一 推せん期間 昭和三十四年五月二十日から五月二

二 推せん書様式

昭和三十四年 月 日

推せん団体 代表者 氏 名 画

鳥取県教育委員会教育長 西本真一殿

鳥取県社会教育委員候補者の推せんについて

昭和三十四年五月十九日鳥取県教育委員会告示第十九号により、鳥取県社会教育委員候補者、(何某)を左記調書をそえて推せんします。

記

鳥取県社会教育委員候補者調書

氏名	
生年月日	
住所	
職業(勤務先)	
当該団体における役職名	
最終卒業学校名	

備考

- 1 団体規約を一部添付すること。
- 2 推せん書は、鳥取県教育委員会事務局社会教育課に送付すること。

正 誤

昭和三十四年五月六日付鳥取県告示第二百四十四号中誤りがあつたので訂正する。

頁	段	行	誤	正
3	下	6	一、一一〇	一、一〇〇
5	上	8	さかえ	さなえ
6	上	5	愛宕	愛宕
		3	七八〇	八四〇

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町